

社会福祉法人 京都市東山区社会福祉協議会
評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都市東山区社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第10条及び第25条に規定する、評議員及び役員の報酬等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬等は、定款第10条に定めるとおり無報酬とする。

2 定款第25条に定める役員の報酬は、無報酬とする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。